

所得税の非課税所得一覧表

- (1) 家族および親戚間の不動産譲渡所得（2親等まで）
- (2) 個人がベトナムで唯一所有する住宅、または居住用の土地使用权(その土地に付属する資産を含む)を譲渡した場合のその譲渡所得。
- (3) 利用料が免除または軽減された土地利用権の譲渡所得
- (4) 家族および親戚間の不動産の相続および贈与所得（2親等まで）
- (5) 個人や家計が、国から割り当てられた農地を合理化するための土地使用权の交換による差益。
- (6) 直接生産した零細の個人や家計が農業、林業、製塩、畜産、漁業および水産物の売買から得る所得（二次産品に係るものを除く）
- (7) 預金、政府の社債および生命保険の利息
- (8) 海外にいる親戚からの外貨送金
- (9) 残業および夜間勤務手当の通常勤務給超過分
- (10) 年金（外国人の場合は外国で受ける年金も含む）
- (11) 奨学金
- (12) 生命保険契約、損害保険契約により支払われる保険金、労災による法律に基づき支給される補償金、その他の賠償金。
- (13) 慈善目的、人道目的、修学促進目的など非営利目的で運営される慈善基金で、所管する国家機関から設立認可されたものからの給付。
- (14) 政府・非政府組織の国外の支援機構で、所管する国家機関から認可されたものから慈善・人道を目的に支給される義援金。
- (15) 法律に定める国へ貢献した人に対する手当（上限あり）
- (16) 国の機関の規定に従って抗戦、国保護等の参加者に対する手当（上限あり）
- (17) 国防・保安の手当、軍隊の補助金（上限あり）
- (18) 有害もしくは危険な業務に従事する、または危険で有害な職場で就労する場合に支払われる手当（上限あり）
- (19) インセンティブ手当、地域手当（上限あり）
- (20) 不可抗力・業務上の事故・職業病・出産あるいは養子縁組・労働能力喪失、定年退職、退職、離職、失業による手当、または労働法および社会保険法に従うその他の手当（上限あり）

- (21) 法律に従い、社会的保護される人に対する手当（上限あり）
- (22) シニアリーダーに対するサービス手当（上限あり）
- (23) 社会経済的条件が特に困難な地域へ一時引越しの手当、法律に従って海洋主権についての仕事に対する一時の手当、外国人駐在員のベトナムへの一時引越手当、ベトナム人の外国への一時引越手当、外国へ長期駐在していたベトナム人のベトナムへの一時引越手当。
- (24) 村での医療スタッフへの手当（上限あり）
- (25) 事業内容による特殊な手当（上限あり）
- (26) 雇用者から労働者および労働者の家族へ致命的疾患の治療に対する補助金
- (27) 規定に従って公務員へ車両の使用についての手当
- (28) 法律の規定に従って公務員の住居についての手当
- (29) 給与以外に、法律文書に関して評価・検証・意見表明する事、国会・国会委員会・国会代表団等へ直接関連な仕事により支払われる手当。
- (30) シフト間の食事手当、昼食手当（上限がある）
- (31) 外国駐在員の年1回の一時帰国休暇の往復航空運賃、外国で働いていたベトナム人の1回の一時帰国休暇の往復航空運賃
- (32) 外国駐在員の子女の、ベトナムにおける高校レベルまでの学費、外国で働いているベトナム人の子女の、外国における高校レベルまでの学費
- (33) 文学や芸術作品の執筆、科学研究等の国の義務実施・協会、組織の定款に適切なプログラムの実施により、国会の予算から会員メンバーへの手当
- (34) 石油・ガス、鉱業等の分野に対して国際労働カレンダーに準拠し・労働契約書に従ってベトナムで働く外国人の派遣費用
- (35) 労働者もしくは労働者の家族の結婚祝金および弔慰金
非課税所得とするためには、次の条件を満たす必要がある。
 - ・社内規定に支給額を明記する
 - ・法人税の福利厚生費に関する損金算入限度額を超えない
(福利厚生費の総額は、課税年度内における1カ月の平均給与額を超えないこと)
- (36) 外国運送業者またはベトナムの国際運送会社に勤務するベトナム人の乗務員の給与による所得
- (37) 沖合における海産物採集活動に直接関連する商品・サービス提供活動を行う船舶の個人オーナー、船舶使用权を有する個人および船員の所得

- (38) 会社が住宅大家と直接契約し、負担する従業員への住宅手当（家賃の実費額、または課税所得の15%のいずれか低い金額が非課税となる）。
- (39) 売上高が年間1億ドン以下の事業活動から得る所得
- (40) 私人企業、一人有限責任会社への出資から得た所得
- (41) 1,000万ドン以下の家族および親戚間の証券の相続および贈与所得
- (42) 業務上必要な車両費用・通勤用の車両費用の業務・通勤に関連する交通費（通勤手当を除く）
- (43) 出張時の日当
従前、会社は定額で支給する場合、出張時の日当は財務省に規定される役員の出張手当の2倍の金額を超えた場合、超えた分は課税所得となる。しかし、通達96/2015/TT-BTCに基づき、2015年1月1日より旧規定の限度額を撤廃し、社内規定を設けることで、労働者の出張手当に関する領収書・VATインボイスがあれば、非課税所得として認められるようになった。
- (44) 雇用者が建設した住宅の住宅費
- (45) 不特定の従業員に対する会員権の付与
- (46) 不特定の従業員向けの健康、娯楽、スポーツ、整形手術等に関わる補助
- (47) 固定額である文房具、通信手当、制服手当等
- (48) 特定の従業員に対する業務に関連する再訓練費用の補助
- (49) 全従業員に対して行われる税務申告の手数料（対象が日本人駐在員のみなど、特定の個人分に限定した代行手数料を除く）

以上